

令和6年能登半島地震に災害救助法を適用します

石川県能登地方を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、下記の市町村に災害救助法を適用することといたしました。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 適用市町村 | 14市町
(新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、出雲崎町) |
| 2 適用年月日 | 令和6年1月1日 |
| 3 これまでに講じた措置 | 避難所の設置等 |

本件についてのお問い合わせ先
防災企画課 課長 堀川
(直通) 025-282-1606
(内線) 6410